

令和7年度

高槻市包括外部監査結果報告書
【概要版】

〔 高齢者福祉事業及び介護保険事業に関する
財務事務の執行について 〕

令和8年3月

高槻市包括外部監査人
公認会計士 石崎 一登

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 監査対象年度	1
5. 監査の方法	2
6. 監査対象部署	3
7. 監査の実施期間	3
8. 補助者	3
9. 利害関係	3
第2 監査対象の概要	4
1. 高槻市における高齢者の現状	4
2. 高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要	5
3. 介護保険事業の概要	6
4. 高槻市の高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る決算の状況	8
5. 監査対象事業の選定	11

第3 監査の結果及び意見の総括	13
1. 監査の結果及び意見の件数	13
2. 監査の結果及び意見の視点別分類	14
3. 監査の結果及び意見の概要	22
(1) 災害時要援護者支援（地域共生社会推進室）	22
(2) 社会福祉協議会補助（地域共生社会推進室）	23
(3) 老人クラブ補助事業、老人クラブ活動促進事業（長寿介護課）	23
(4) シルバー人材センター補助事業（長寿介護課）	23
(5) ケアハウス事務費補助事業（長寿介護課）	24
(6) 生活支援サポーター事業（長寿介護課）	24
(7) 介護予防活動通所型（長寿介護課）	24
(8) 高齢者福祉施設整備等補助事業（長寿介護課/福祉指導課）	24
(9) 老人福祉センター管理運営事業（一般介護予防事業（老人福祉センター）） （長寿介護課）	25
(10) 介護保険一般事務事業（長寿介護課）	25
(11) 賦課徴収事務事業（国民健康保険課）	25
(12) 介護認定事務事業（長寿介護課）	26
(13) 趣旨普及事業（長寿介護課）	26
(14) 在宅医療・介護連携推進事業（長寿介護課）	26
(15) 介護給付等費用適正化事業（長寿介護課）	26
(16) 家族介護用品支給事業（長寿介護課）	27
(17) 介護サービス相談員派遣等事業（長寿介護課）	27
(18) シルバーハウジング運営事業（長寿介護課）	27
(19) 市民後見推進事業、成年後見制度支援事業（福祉相談支援課）	27
(20) 養護老人ホーム入所事業（福祉相談支援課）	27
(21) 日常生活自立支援事業（福祉相談支援課）	28
(22) 地域包括支援センター運営事業（福祉相談支援課）	28
(23) 認知症総合対策事業（福祉相談支援課）	29
(24) 配食サービス事業（福祉相談支援課）	29
(25) 保健衛生総務管理事業（健康づくり推進課）	29
(26) 健康づくり事業（健康づくり推進課）	29

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項並びに高槻市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

高齢者福祉事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

令和7年版高齢社会白書によると、我が国の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、29.3%となっており、今後、令和52年（2070年）には、38.7%に達することが推計されている。また、高槻市においても、令和6年9月末現在の高齢者人口は101,477人で、高齢化率は29.3%と、大阪府平均と比較して高い状況となっており、今後、75歳以上の後期高齢者の更なる増加に比例して、要介護等認定者数が増加することが見込まれている。

そして、今後、高齢化が一層進展する中で、介護等を必要とする状況になっても、高齢者の方々が、住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることのできる地域共生社会の実現は、全ての世代の人々にとって、持続可能な社会を実現するために不可欠な取組といえる。

このような状況のもと、高槻市では、第6次高槻市総合計画の基本計画「高齢者福祉の充実」において、「高齢者が、いつまでも健康で、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることができるまちを目指します。」という目標（めざす姿）を掲げており、高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画〔令和6（2024）年度～令和8（2026）年度〕（以下「第9期計画」という。）に基づき、地域共生社会の実現に向けたまちづくりを目指すこととしている。

一方、高槻市における令和6年度の一般会計の歳出決算額が142,806百万円であるのに対し、民生費のうち高齢者福祉費は2,248百万円、高齢者福祉施設費は153百万円であり、また、介護保険特別会計の歳出決算額は33,958百万円と、財政面に与える影響も少なくなく、事業運営の効率化による経費の節減や財源の確保に努める必要性も高い。

以上のことから、高齢者福祉事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行について、合規性の観点のもとより、施策の必要性、計画の進行管理、適切な受益者負担の在り方、公民協働の可能性、介護保険制度の円滑な運営などについて、経済性・効率性・有効性の観点から監査を行うことは、今後の高槻市の行財政運営にとって有用なものと判断し、特定の事件（テーマ）として選定した。

4. 監査対象年度

原則として、令和6年度

（必要に応じて令和5年度以前の各年度及び令和7年度についても対象とした。）

5. 監査の方法

① 監査の視点及び監査要点

本年度の包括外部監査における監査の視点及び監査要点（監査手続によって検証すべき事項）は、次のとおりである。

【高齢者福祉事業及び介護保険事業の合规性】

- ・関連法令、条例、規則、要綱等に準拠して事務が行われているか。

【高齢者福祉事業及び介護保険事業の経済性、効率性及び有効性】

- ・経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。
- ・事後評価とそれに基づく改善活動は適切に行われているか。

【過去の包括外部監査に対する措置】

- ・過去の包括外部監査に対する措置は適切に行われているか。

② 監査手続

「①監査の視点及び監査要点」に記載したそれぞれの事項を検証するために、実施した主な監査手続は、次のとおりである。

- ・第9期計画における「施策の展開」の各項目を担当する所管課及び関連する事業について説明を聴取し、概要を把握する。
- ・各事業の目的及び概要について所管課より説明を聴取し把握する。
- ・所管課から各事業の事務の流れについて説明を受けるとともに、個別検討対象として抽出したサンプルについて、関係書類の閲覧及び質問を行う。
- ・高齢者福祉事業及び介護保険事業に関連する施設等について現地調査を実施する。

なお、現地調査を実施した施設は次のとおりである。また、必要に応じて所管課の執務室の視察を行った。

施設の種類	対象施設	視察日
老人福祉センター	郡家老人福祉センター (郡家すこやかテラス)	令和7年10月20日
地域包括支援センター	三箇牧地域包括支援センター 高槻中央地域包括支援センター	令和7年10月14日

6. 監査対象部署

- ・健康福祉部地域共生社会推進室、福祉指導課、国民健康保険課、長寿介護課、福祉事務所福祉相談支援課、保健所健康づくり推進課のほか、高齢者福祉事業及び介護保険事業に関する財務事務の執行に関与していると包括外部監査人が判断する部署
- ・高槻市と連携・協力して高齢者福祉事業を実施している財政援助団体（社会福祉法人高槻市社会福祉協議会及び公益社団法人高槻市シルバー人材センター）

7. 監査の実施期間

令和7年6月19日から令和8年3月30日まで

8. 補助者

公認会計士 大松 祐介
公認会計士 橘高 英治
公認会計士 新宅 潤一郎
公認会計士 谷川 淳
弁 護 士 鳥村 純
公認会計士 中川 美雪
公認会計士 藤川 千代
公認会計士 本田 裕一

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

本報告書における端数処理等について

本報告書中の数値は、原則として、金額の表示単位未満及び比率の表示単位未満について四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。

また、公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合がある。

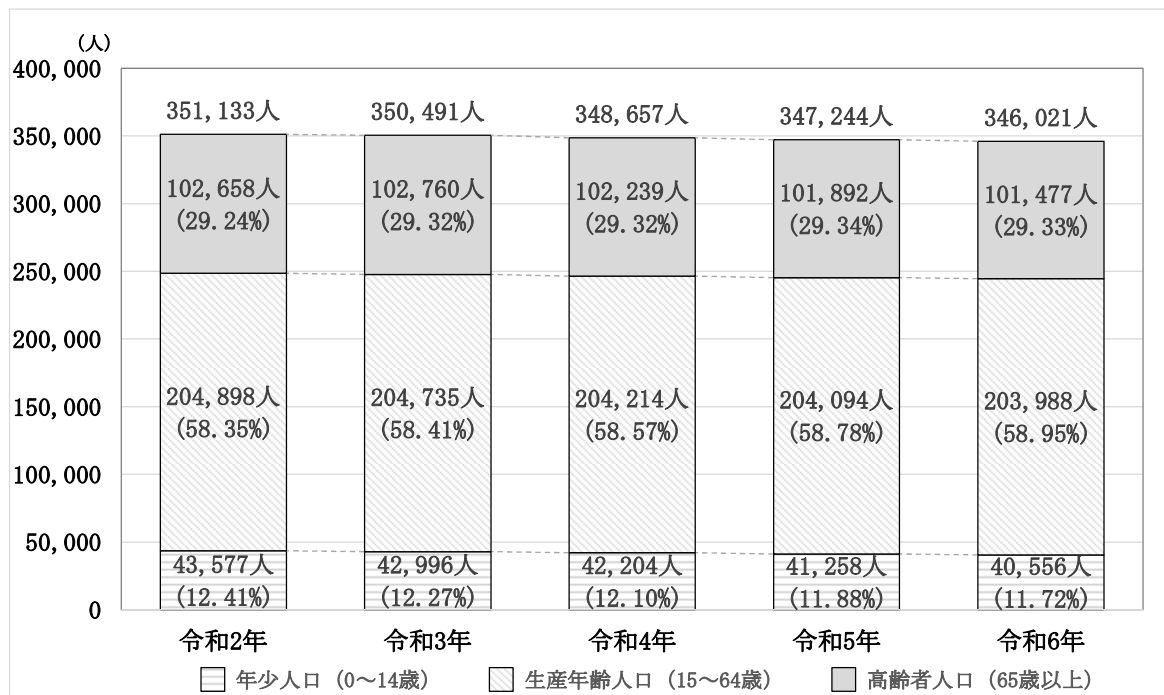
第2 監査対象の概要

1. 高槻市における高齢者の現状

(1) 人口、高齢者人口及び高齢化率等の推移

高槻市の過去5年間の人口の推移は、【図表1】のとおりであり、令和6年9月末現在346,021人である。

【図表1】高槻市の人口の推移



(出所：過去の高槻市の人口（各年9月末現在）により監査人作成)

人口は全体として緩やかに減少しているが、人口構成をみても、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口ともに減少しているため、この5年間では、高齢化率に大きな変動は見られない。

一方、平成23年まで遡ると、高齢化率は【図表2】のとおり推移しており、平成23年から令和5年にかけて高齢化率は5.9ポイント上昇している。

【図表2】高齢化率の推移（平成23年～令和5年）

年	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年	令和5年
高齢化率	23.4%	26.7%	28.5%	29.2%	29.3%

(注) 各年9月1日現在

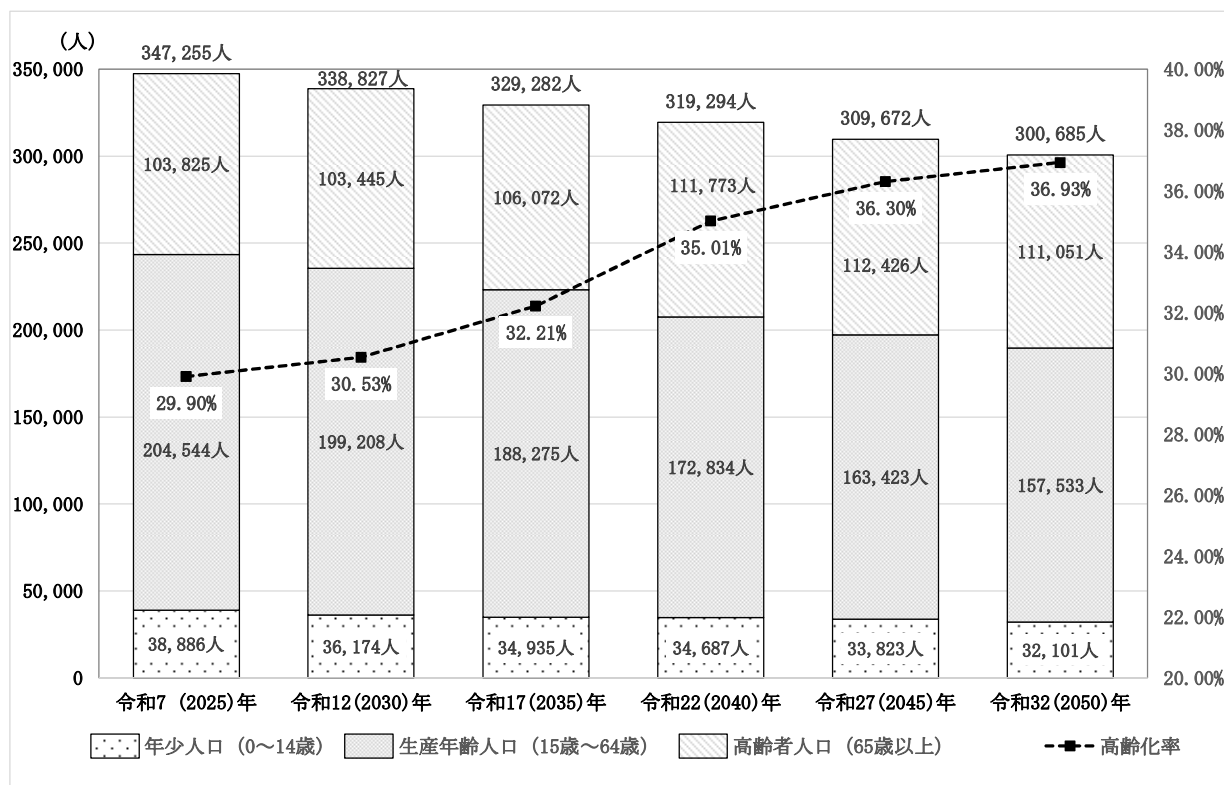
(出所：第9期計画)

(2) 将来人口推計

【図表3】は、「第3期高槻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和7年2月）における「高槻市人口ビジョン」に示された高槻市の年齢別将来人口及び高齢化率の推計である。

「高槻市人口ビジョン」によると、令和3年2月に公表された前回推計と比較すると、人口減少率は緩やかになることが見込まれているものの、今後、大幅に減少することが予測され、令和32年には人口が300,685人、高齢化率は36.9%となることが予測されている。

【図表 3】年齢別将来人口及び高齢化率の推計



(出所：第3期高槻市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和7年2月)により監査人作成)

2. 高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の概要

市町村は、老人福祉法第20条の8に基づき「市町村老人福祉計画」を、介護保険法第117条に基づき「市町村介護保険事業計画」を策定することが義務付けられている。

高槻市では、これらを一体のものとして、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」(第9期計画)を策定している。

計画の基本理念については、「第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の基本理念である「高槻市に住むすべての人々が、夢を育み、安心して暮らせる自治と共生のまちづくり」を共有し、この基本理念のもと、次の7つの施策の展開を図っていくこととしている。

- | | |
|----------------------|--------------------|
| I 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 | II 安心できる暮らしの支援 |
| III 認知症施策の推進 | IV 権利擁護と意思決定支援 |
| V 医療と介護の連携推進 | VI 高齢者の生活を支える人への支援 |
| VII 介護サービス等の充実・強化 | |

3. 介護保険事業の概要

(1) 介護保険制度の目的

介護保険制度の目的は、介護保険法第1条に規定されており、「加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため」に設けられた制度である。

超高齢化社会を迎えた我が国では、介護を必要とする人は増え続けているのに対し、少子化、介護者の高齢化など、家族だけで介護することは困難となってきた。介護保険制度は、こうした介護への不安を解消するために、介護を社会全体で支えて、高齢者の自立を助けることを目的として平成12年4月に創設された。

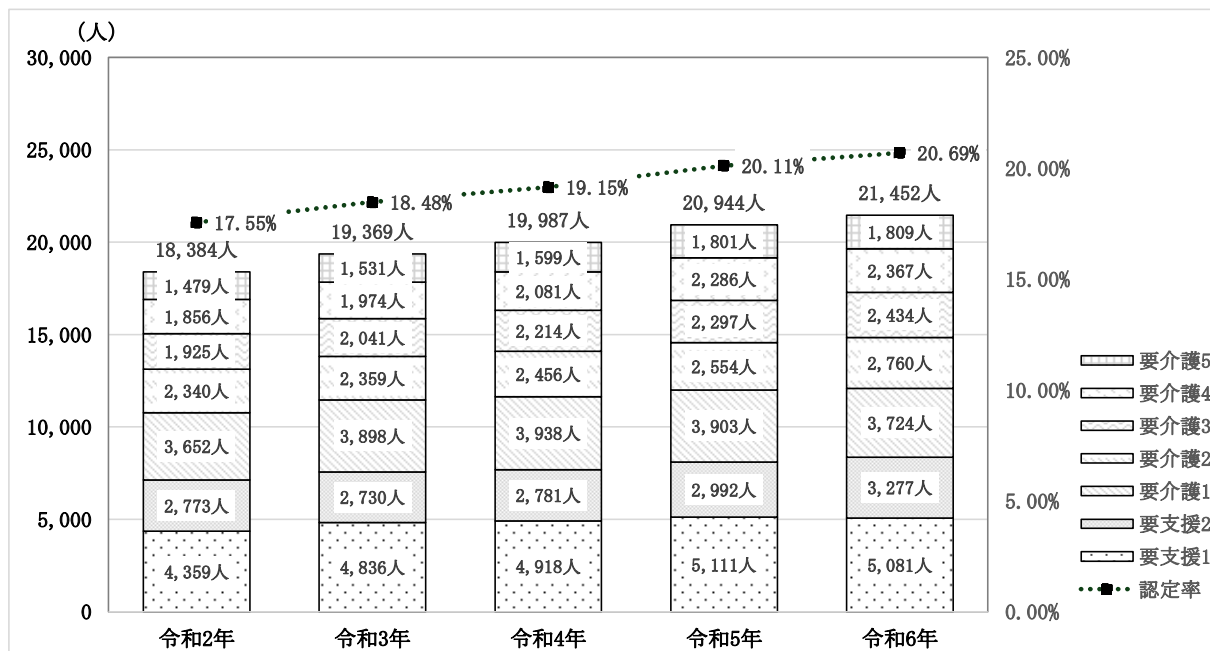
(2) 介護保険制度の利用状況

① 要介護等認定者数の推移

高槻市における過去5年間の要介護等認定者数及び認定率の推移は、【図表4】のとおりである。

要介護等認定者数は、年々増加しており、令和6年9月末現在21,452人となっている。また、令和6年9月末現在の認定率は令和2年9月末現在と比較して3.1ポイント増の20.7%となっている。

【図表4】要介護等認定者数及び認定率の推移



(注) 認定率＝第1号被保険者の要介護等認定者数／第1号被保険者数

(出所：介護保険事業状況報告（厚生労働省）各年9月末日現在)

② 介護サービス給付額の状況

介護保険給付費等及び地域支援事業のうち介護予防・生活支援サービス事業費について、第9期計画における令和6年度の計画と実績を比較すると、【図表5】のとおりであり、実績の計画に対する比率は、介護保険給付費等で92.1%、介護予防・生活支援サービス事業費で86.0%となっている。

【図表5】令和6年度における保険給付費等の計画、実績の比較

(単位：千円)

	令和6年度		
	計画	実績 (年間合計)	対年間 計画
居宅・地域密着型・施設サービス	31,623,141	29,418,633	93.0%
居宅（介護予防）サービス	19,169,112	17,818,165	93.0%
訪問サービス	8,607,991	8,347,766	97.0%
通所サービス	3,928,581	3,613,565	92.0%
短期入所サービス	951,701	754,383	79.3%
特定施設入居者生活介護	2,091,653	1,787,922	85.5%
福祉用具・住宅改修サービス	1,550,777	1,473,750	95.0%
居宅介護（介護予防）支援	2,038,409	1,840,780	90.3%
地域密着型（介護予防）サービス	5,382,334	4,768,116	88.6%
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	64,896	60,169	92.7%
夜間対応型訪問介護	2,809	2,872	102.3%
認知症対応型通所介護	214,443	202,617	94.5%
小規模多機能型居宅介護	343,952	329,658	95.8%
認知症対応型共同生活介護	2,108,401	1,804,052	85.6%
地域密着型 特定施設入居者生活介護	181,582	173,005	95.3%
地域密着型 介護老人福祉施設	1,023,286	920,126	89.9%
看護小規模多機能型居宅介護 （複合型サービス）	144,301	126,926	88.0%
地域密着型通所介護	1,298,664	1,148,689	88.5%
施設サービス	7,071,695	6,832,352	96.6%
介護老人福祉施設（特養）	4,140,651	4,110,896	99.3%
介護老人保健施設（老健）	2,847,183	2,685,655	94.3%
介護医療院	83,861	35,801	42.7%
高額介護サービス費等給付額	1,164,702	984,989	84.6%
高額介護（介護予防）サービス費	1,015,430	885,356	87.2%
高額医療合算介護 （介護予防）サービス費	149,272	99,632	66.7%
特定入所者介護 （介護予防）サービス費	588,476	346,946	59.0%
審査支払手数料	33,835	27,439	81.1%
介護保険給付費等計	33,410,154	30,778,006	92.1%
介護予防・生活支援サービス事業	1,492,411	1,283,177	86.0%
訪問			
介護予防訪問サービス	520,973	426,344	81.8%
生活援助訪問サービス	2,247	1,248	55.6%
通所			
介護予防通所サービス	821,892	728,717	88.7%
短時間通所サービス	715	138	19.3%
介護予防ケアマネジメント事業	136,500	114,679	84.0%
その他（審査支払手数料等）	10,084	12,051	119.5%

(注) 実績（年間合計）は、介護保険給付等の支払ベースの値であるため、決算額とは一致しない。

(出所：「高槻市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 令和6年度 進捗状況」により監査人作成)

4. 高槻市の高齢者福祉事業及び介護保険事業に係る決算の状況

(1) 一般会計における高齢者福祉事業に関連する歳出

① 高齢者福祉費・高齢者福祉施設費

高槻市の一般会計における高齢者福祉事業に関連する歳出は、主に（款）民生費（項）社会福祉費（目）高齢者福祉費・高齢者福祉施設費に計上されている。

過去3年間の高齢者福祉費及び高齢者福祉施設費の推移は【図表6】のとおりである。

【図表6】一般会計における歳出（高齢者福祉費及び高齢者福祉施設費）の推移

（単位：千円）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	決算額	決算額	当初予算額	決算額
高齢者福祉費	1,655,437	2,294,964	2,450,883	2,248,460
高齢者福祉施設費	278,498	270,091	161,868	153,053
一般会計歳出計	145,058,825	135,048,824	140,410,987	142,805,685

（出所：歳入歳出決算書により監査人作成）

令和4年度から令和5年度にかけて、高齢者福祉費が増加しているのは、社会福祉法の改正により令和3年4月に創設された重層的支援体制整備事業について、高槻市では、令和5年度から開始しており、従来、介護保険特別会計に区分されていた生活支援サポーター事業、介護予防活動通所型、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター運営事業及び高齢者虐待防止支援事業について、一般会計に組み替えているためである。なお、重層的支援体制整備事業とは、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かしながら、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別の支援では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「世代や属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業である。また、令和5年度から令和6年度にかけて、高齢者福祉施設費が減少しているのは、令和5年度末に廃止された高槻市立養護老人ホームに係る指定管理料等が皆減となり、令和6年度以降、高槻市立老人福祉センターに係る指定管理料等のみが計上されているためである。

② 介護保険特別会計繰入金・繰出金

一般会計では、「①高齢者福祉費・高齢者福祉施設費」で述べた重層的支援体制整備事業に充当する財源として、介護保険特別会計からの繰入金を受け入れる一方、介護保険制度の財源として高槻市が負担する額などについて、介護保険特別会計への繰出金を支出している。

一般会計の歳入歳出のうち、介護保険特別会計繰入金及び繰出金に関連する部分を抜粋して過去3年間の推移を示すと、【図表7】のとおりである。

【図表 7】一般会計における介護保険特別会計繰入金及び繰出金に関連する歳入歳出
(単位：千円)

<歳入>	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	決算額	決算額	当初予算額	決算額
介護保険料軽減負担金（国）	219,190	216,813	183,957	187,081
介護保険料軽減負担金（府）	109,595	108,406	91,978	93,540
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	—	—	63,755	66,399
介護保険特別会計繰入金	—	110,141	113,640	109,348
計	328,785	435,361	453,330	456,368

<歳出>	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	決算額	決算額	当初予算額	決算額
民生費（他会計繰出金）	4,675,872	4,809,238	5,534,434	5,052,254
重層的支援体制整備事業	—	453,184	467,118	456,602
計	4,675,872	5,262,422	6,001,552	5,508,857

(出所：市提出資料により監査人作成)

(2) 介護保険特別会計の状況

介護保険法第3条第2項の規定により、介護保険に関する収入及び支出については特別会計を設けなければならないこととされており、高槻市では介護保険特別会計を設置している。

介護保険特別会計の歳入の主たるものは、被保険者からの介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、府支出金及び一般会計繰入金である。国庫支出金及び府支出金は介護保険制度の財源として、国及び大阪府が負担するものであり、支払基金交付金は医療保険者が賦課徴収した第2号被保険者の保険料のうち介護分について社会保険診療報酬支払基金から受け入れるものである。

また、歳出の主たるものは、保険給付費及び地域支援事業費である。このうち、保険給付費は要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供した事業者等に対し、大阪府国民健康保険団体連合会を通じて支出されるものが多いが、高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費のように、被保険者に直接支出されるものもある。

過去3年間の介護保険特別会計の歳入及び歳出の推移は、【図表8】のとおりであり、高齢化の進展による要介護等認定者数の増加などを反映し、歳入総額、歳出総額ともに増加傾向にある。

【図表 8】介護保険特別会計の歳入額及び歳出額の推移

(単位：千円)

<歳入>		令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		決算額	決算額	当初予算額	決算額
総務費関係					
	事業費国庫補助金	2,332	6,500	11,000	1,883
	一般会計繰入金	543,507	540,023	771,790	661,262
	諸収入	1	0	2	1
	計①	545,840	546,523	782,792	663,147
保険給付費関係					
	第1号被保険者保険料	6,312,521	6,281,506	6,947,601	7,113,400
	国庫支出金	7,274,324	7,589,039	8,567,658	8,403,039
	支払基金交付金	8,088,579	8,408,534	9,448,737	8,740,922
	府支出金	4,245,895	4,381,358	4,882,321	4,619,538
	利子及び配当金	24	21	1	513
	介護保険事業寄付金	-	-	1	-
繰入金	一般会計繰入金	4,132,365	4,269,215	4,762,644	4,390,992
	介護保険給付費等準備基金繰入金	561,607	816,765	615,106	615,106
	小計	4,693,972	5,085,980	5,377,750	5,006,098
	繰越金	942,023	848,577	-	743,197
	諸収入	3,462	2,216	486	11,241
	計②	31,560,799	32,597,231	35,224,555	34,637,947
	合計①+②	32,106,639	33,143,755	36,007,347	35,301,094
総務費関係					
	総務管理費	323,218	294,621	423,362	357,863
	賦課徴収費	28,264	29,647	37,295	33,632
	介護認定事務事業費	191,951	219,572	316,435	268,967
	趣旨普及費	2,407	2,684	2,700	2,685
	予備費	-	-	3,000	-
	計①	545,840	546,523	782,792	663,147
保険給付費関係					
	保険給付費	27,600,324	29,258,466	33,410,154	30,724,744
	地域支援事業費	1,792,217	1,390,042	1,682,902	1,438,386
	介護給付費等準備基金積立金	773,048	505,845	9,616	584,236
諸支出金	第1号被保険者保険料還付金	6,515	4,639	7,742	5,713
	償還金	540,118	584,902	1	432,228
	第1号被保険者還付加算金	-	-	500	-
	一般会計繰出金	-	110,141	113,640	109,348
	小計	546,633	699,682	121,883	547,288
	計②	30,712,222	31,854,034	35,224,555	33,294,654
	合計①+②	31,258,062	32,400,557	36,007,347	33,957,800
	合計収支差引	848,577	743,197	-	1,343,294

(出所：市提供資料により監査人作成)

5. 監査対象事業の選定

(1) 監査対象とする所管課の選定

本年度の包括外部監査においては、健康福祉部に属する部署のうち、第9期計画における「施策の展開」の項目に関連する事業を担当している所管課を対象として監査を実施することとした（第1 包括外部監査の概要 6. 監査対象部署（3 ページ）参照）。

(2) 監査対象事業の選定

監査対象とする事業を抽出するため、健康福祉部の小事業ごとの歳出決算データを入手し、第9期計画の「施策の展開」の項目との関連について質問を行い、「施策の展開」の項目との関連があると回答のあった61件について、全件、監査対象とすることとした。

さらに、長寿介護課については、関連しないとの回答があった事業も監査対象とするとともに、他の所管課についても、事業名から高齢者福祉に一定の関連があると想定される事業を監査対象に加えることとした。

その結果、【図表9】に列挙する81事業を監査対象事業として選定した。

【図表9】監査対象事業

会計名称	小事業名称	令和6年度 決算額 (千円)	所管課
一般会計	福祉施設建設等基金積立	644,840	地域共生社会推進室
	地域福祉計画推進	40,592	
	災害時要援護者支援	7,887	
	社会福祉審議会運営	2,623	
	社会福祉協議会補助	210,128	
	(仮称) 地域共生ステーション整備事業	55,390	
	社会福祉事業等指導監督事業	20,552	福祉指導課
	社会福祉施設等物価高騰対策支援事業	33,300	
	介護保険特別会計繰出金	5,052,254	長寿介護課 (一部、福祉指導課) (注)
	低所得者自己負担額軽減事業	79	
	長寿介護課一般管理事業	7,910	
	敬老事業	448	
	老人クラブ活動促進事業	10,961	
	老人クラブ補助事業	20,445	
	シルバー人材センター補助事業	37,069	
	ケアハウス事務費補助事業	254,008	
	市営バス高齢者無料・割引乗車事業	719,022	
	介護サービス継続支援事業	23,971	
	樫田地区介護サービス確保支援事業	26	
	日常生活用具給付事業	314	
	緊急通報装置設置事業	20,602	
	高齢者地域支えあい事業	14,115	
	生活支援サポーター事業	7,274	
	介護予防活動通所型	15,784	
	生活支援体制整備事業	21,206	
	高齢者福祉施設整備等補助事業 (注)	363,031	
グラウンド・ゴルフ場整備事業	89,683		
老人福祉センター管理運営事業	153,053		

会計名称	小事業名称	令和6年度 決算額 (千円)	所管課
介護保険 特別会計	介護保険一般事務事業	147,278	長寿介護課 (一部、国民健康 保険課) (注)
	介護保険法改正事務事業	4,747	
	介護予防・生活支援サービス事務事業	13,183	
	賦課徴収事務事業(注)	33,632	
	介護認定事務事業	268,967	
	趣旨普及事業	2,685	
	居宅介護サービス給付事業	14,870,342	
	施設介護サービス給付事業	6,812,110	
	地域密着型介護サービス給付事業	4,731,064	
	居宅介護サービス計画給付事業	1,615,347	
	居宅介護予防サービス給付事業	1,021,911	
	地域密着型介護予防サービス給付事業	15,393	
	居宅介護予防サービス計画給付事業	220,811	
	特定入所者介護サービス事業	349,079	
	高額介護サービス事業	921,142	
	高額医療合算介護サービス事業	139,650	
	審査支払事務事業	27,896	
	一般介護予防事業	56,055	
	高齢者健康づくり事業	4,428	
	介護予防普及啓発強化事業	480	
	在宅医療・介護連携推進事業	1,664	
	地域包括ケア推進会議運営事業	4,606	
	介護給付等費用適正化事業	7,167	
	家族介護用品支給事業	5,650	
	住宅改修理由書作成支援事業	890	
	介護サービス相談員派遣等事業	1,966	
	シルバーハウジング運営事業	40	
	介護予防・生活支援サービス事業	1,164,968	
介護予防ケアマネジメント事業	114,679		
審査支払事務事業	3,531		
介護保険給付費等準備基金積立事業	584,236		
第一号被保険者保険料還付事業(注)	5,713		
償還金	432,228		
第一号被保険者還付加算金(注)	—		
一般会計繰出金	109,348		
一般会計	福祉相談支援課管理事業	1,469	福祉相談支援課
	生活困窮者自立支援事業	74,207	
	市民後見推進事業	3,804	
	養護老人ホーム入所事業	106,789	
	高齢者緊急措置事業	8	
	日常生活自立支援事業	12,003	
	地域包括支援センター運営事業	412,206	
	高齢者虐待防止支援事業	133	
介護保険 特別会計	認知症総合対策事業	24,355	健康づくり推進課
	配食サービス事業	43,752	
	成年後見制度支援事業	4,155	
一般会計	保健衛生総務管理事業	14,939	健康づくり推進課
	健康づくり事業	18,522	
	健康教育・相談・訪問事業	768	
	健康診査事業	136,734	
	がん検診事業	795,257	
国民健康保険 特別会計	特定保健指導事業	21,651	健康づくり推進課
	特定健診事業	175,648	

(注) 高齢者福祉施設整備等補助事業は、長寿介護課に属する事業であるが、実際の事務は福祉指導課が担っている。また、賦課徴収事務事業、第一号被保険者保険料還付事業及び第一号被保険者還付加算金は、国民健康保険課が担っている。

(出所：市提出資料により監査人作成)

第3 監査の結果及び意見の総括

1. 監査の結果及び意見の件数

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の件数は【図表 10】のとおりである。

【図表 10】 監査の結果及び意見の件数

小事業名称	所管課	監査の結果	意見	合計
災害時要援護者支援	地域共生社会 推進室	1	1	2
社会福祉協議会補助		1	2	3
老人クラブ補助事業 ・老人クラブ活動促進事業	長寿介護課	-	2	2
シルバー人材センター補助事業		-	2	2
ケアハウス事務費補助事業		1	1	2
生活支援サポーター事業		-	2	2
介護予防活動通所型		1	-	1
高齢者福祉施設整備等補助事業		長寿介護課 /福祉指導課	-	2
老人福祉センター管理運営事業 (一般介護予防事業 (老人福祉センター))	長寿介護課	-	1	1
介護保険一般事務事業		-	2	2
賦課徴収事務事業	国民健康保険課	-	3	3
介護認定事務事業	長寿介護課	-	2	2
趣旨普及事業		-	1	1
在宅医療・介護連携推進事業		-	2	2
介護給付等費用適正化事業		-	1	1
家族介護用品支給事業		-	1	1
介護サービス相談員派遣等事業		-	1	1
シルバーハウジング運営事業		1	-	1
市民後見推進事業 ・成年後見制度支援事業		-	2	2
養護老人ホーム入所事業	福祉相談支援課	1	1	2
日常生活自立支援事業		2	-	2
地域包括支援センター運営事業		1	1	2
認知症総合対策事業		1	1	2
配食サービス事業		-	2	2
保健衛生総務管理事業		健康づくり推進課	-	1
健康づくり事業	-		1	1
合計		10	35	45

(出所：監査人作成)

2. 監査の結果及び意見の視点別分類

本年度の包括外部監査における主な監査の結果及び意見について、監査の視点に即して整理すると、次のとおりである。

(1) 合規性に関する事項

① 契約事務に関する事項

ア) 仕様書への業務内容の明示

福祉分野における委託契約において、受託者の専門性に着目して、随意契約によっている場合には、受託者が業務内容の詳細について熟知していることも多いと考えられる。

このような場合、業務の遂行に支障がないのであれば、仕様書に業務内容の詳細を明示する必要性に乏しいといえなくもない。しかし、業務内容の詳細を明らかにしておかないと、金額の見積りも不可能であるし、事業遂行上、疑義が生じた場合の協議が難航する可能性もあることから、仕様書には業務内容を可能な限り詳細に明示しておく必要がある。

イ) 委託料の積算

近年の物価や賃金の変動を踏まえ、過去から継続して実施している委託契約について委託料を見直している場合があるが、当初に金額が設定された時点、あるいは前回の改定が行われた時点での積算内訳が不明確な状態のまま、変動率を反映させているなど、結果的に、現状の委託料が適切な水準にあることを確認できないものが見受けられた。

事業を安定して継続するためには、物価や賃金の変動等の影響を踏まえ、委託料に適切に反映する必要がある、その根拠を改めて整理するとともに、見直しの必要性を定期的に検討すべきである。

ウ) 随意契約の適用

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号においては、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」について随意契約を締結できるとされているが、単に、「業務等に精通している」、「納入実績がある」、「使い勝手がよい」といった理由だけでは、随意契約の理由にはならない。また、同項第6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」については、現に履行中の業務と密接な関連性がある場合に適用が限定されることに留意する必要がある。

随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であるが、福祉分野における委託契約においては、受託者の専門性に着目して、随意契約によることも多いと考えられる。このような場合においても、業務の性質上、当該受託者以外の者による履行が不可能な状況が継続していることを常に検証する必要がある。

エ) 契約締結時提出書類の徴取

委託業務においては、受託者の履行体制や業務のスケジュールを把握し、業務の適正な履行を確保するため、契約締結後、速やかに業務責任者、担当者の氏名や配置人員、業務日程表、個人情報保護に係る誓約書等を受託者から徴取する必要がある。

しかし、業務開始後、相当期間を経過した後にスケジュール管理表が提出されていたり、個人情報保護に関する誓約書の記載内容が徴取の趣旨に沿ったものとなっていなかったりする状況が見受けられた。

改めて、契約締結時提出書類の提出を求める趣旨を踏まえ、書類の提出時期や記載内容等の取扱いを整理する必要がある。

オ) 委託業務の履行確認と精算

委託業務においては、所管課は、受託者により作成された仕様書に基づく報告書類が適切に作成されていることを確認する必要がある。また、業務の実施回数や支出額の実績により委託金額が確定する場合には、その内容についての確認も必要となる。

しかし、仕様書に基づく報告書類の記載内容が整合していないもの、業務の実施回数の確認が十分に行われていないもの、委託業務の見積額と実績額との差異の発生要因についての確認が十分に行われていないものが見受けられた。

カ) 情報システムの調達

地方公共団体（主に市町村）においては、全国共通して行われている事務が多いが、それらを支える基幹業務システムについて、国は統一・標準化を推進することとしている。基幹業務システムの統一・標準化の目的の一つには、ベンダーロックイン（システムの導入事業者を利用しなければならない状態が継続すること）を回避することがあり、今後のシステム改修の際には、ベンダーロックインを回避する方策や独自のカスタマイズの必要性について十分に検討する必要がある。

また、情報システムに係る保守業務について再委託の承認が必要となる場合の再委託先との契約内容の開示について、業界団体から民間企業同士の契約内容は営業戦略・競争力に関わる情報であり、契約当事者以外に開示されるべきものではないという見解も示されている。一方で、発注者としては、公金を原資とする契約であり、再委託先による情報漏洩等のリスクも想定されることから、契約書そのものの提出を求めることが困難であったとしても、契約内容の要旨を記載した書類の提出を求めるなど、可能な限り、再委託の情報が確認可能となるよう、対応を検討する必要がある。

契約事務に関する監査の結果及び意見について、上記の項目に区分して整理すると、【図表 11】のとおりである。

【図表 11】 契約事務に関する監査の結果及び意見

項目	小事業名称	結果/意見	ページ
ア) 仕様書への業務内容の明示	在宅医療・介護連携推進事業	仕様書における業務内容の明確化【意見 22】	26
	健康づくり事業	仕様書への業務内容詳細の明示【意見 35】	29
イ) 委託料の積算	養護老人ホーム入所事業	委託料及び利用者負担額等の積算根拠の整理【意見 29】	28
	地域包括支援センター運営事業	委託料の積算根拠の確認と定期的な検討【意見 30】	28
	配食サービス事業	委託料積算内訳の算定方法の確認【意見 32】	29
ウ) 随意契約の適用	介護認定事務事業	ウェブ会議システムに係るライセンス更新に関する随意契約理由【意見 20】	26
エ) 契約締結時提出書類の徴取	市民後見推進事業	委託契約における個人情報保護に関する誓約書の記載内容の整理【意見 27】	27
	養護老人ホーム入所事業	委託契約における個人情報保護に関する誓約書の未入手【結果 6】	27
	認知症総合対策事業	委託契約における個人情報保護に関する誓約書の未入手【結果 10】	29
	保健衛生総務管理事業	業務委託におけるスケジュール管理表提出時期の明示【意見 34】	29
オ) 委託業務の履行確認と精算	介護予防活動通所型	介護予防プログラムの参加人数の確認【結果 4】	24
	シルバーハウジング運営事業	委託業務の処理状況の報告書類の不備【結果 5】	27
カ) 情報システムの調達	災害時要援護者支援	再委託に係る契約内容の確認【結果 1】	22
		再委託を禁止する部分の明確化【意見 1】	23
	介護保険一般事務事業	今後のベンダーロックイン防止及び業務の標準化の取組【意見 14】	25

② 補助金に係る消費税仕入控除税額の取扱い

消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、生産、流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除（以下、この控除を「仕入税額控除」という。）する仕組みが採られている。

そして、補助金の収入については、消費税が課税されないため、消費税込みの経費を基礎として補助金の交付を受けた被補助者が、当該経費に係る消費税相当額を確定申告において仕入税額控除したときには、消費税相当額及び地方消費税相当額（以下「消費税等相当額」という。）が還付されることになる。

このように、消費税等相当額について、補助及び還付として、被補助者に対して二重に利益を与えることとなるため、国の補助制度においては、消費税の確定申告において、補助金に係る仕入控除税額の還付が明らかになった場合には、これを返還させる取扱いとしているのが通例である。また、地方公共団体においても、同様に返還させる取扱いとしている例もある。

ただし、免税事業者や簡易課税を選択している事業者については、補助金に係る仕入控除税額の還付が生じることはない。また、公益法人や社会福祉法人において、一定の要件に該当する場合には、消費税額の計算上、補助金を財源とした課税仕入れに係る消費税額については控除できないとする仕入税額控除の特例が適用され、原則として補助金に係る消費税等相当額を返還させる必要はない。しかし、このような場合においても、補助金に係る仕入控除税額の有無について報告を求めている例もある。

この点、本年度の包括外部監査の対象とした補助金において、次のように、補助金に係る仕入控除税額の報告に関する補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定や実際の報告の有無について、取扱いが統一されていない状況が見受けられた。

すなわち、社会福祉協議会補助（23 ページ参照）及び日常生活自立支援事業（28 ページ参照）は、いずれも社会福祉法人高槻市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）に対する補助であるが、要綱における補助金に係る仕入控除税額の報告に係る規定の有無が異なる状況となっていた。（ただし、いずれにおいても、補助金に係る仕入控除税額の報告を受けていない。）また、シルバー人材センター補助事業（23 ページ参照）は、公益社団法人高槻市シルバー人材センターに対する補助であるが、要綱に補助金に係る仕入控除税額の報告に係る規定が置かれていなかった。これらは、いずれも特定の法人に対する補助金であるため、改めて、被補助者の消費税申告の状況を確認し、要綱の規定や実務上の取扱いを統一することが望ましい。

一方、ケアハウス事務費補助事業（24 ページ参照）及び高齢者福祉施設整備等補助事業（24 ページ参照）については、補助対象が特定されないため、ケアハウス事務費補助事業においても、高齢者福祉施設整備等補助事業で行われているように、要綱に補助金に係る仕入控除税額の報告に係る規定を置くことを検討されたい。

③ 市社協に対する委託料及び補助金に関する事項

市社協は、高槻市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的に昭和 26 年 4 月に設立され、昭和 47 年 1 月には社会福祉法人格としての設立認可を受け、市民のニーズに適応した福祉サービスの提供への取組を促進する役割を果たしてきた。

その後、令和 2 年 6 月、高槻市において、市社協と社会福祉法人高槻市社会福祉事業団（以下「事業団」という。）の統廃合と今後の事業の在り方が示され、令和 3 年度以降、順次、事業団の行っていた事業は市社協に継承され、事業団は令和 6 年 3 月 31 日に解散した。

その結果、市社協は、現在、本年度の監査の対象とした高齢者福祉の分野だけでなく、障がい者福祉や子ども・子育ての分野において、高槻市と連携して幅広く事業を展開している。

本年度の包括外部監査の対象とした事業に含まれる市社協に対する補助金（助成金）、委託料及び指定管理料の状況は、【図表 12】のとおりである。

【図表 12】 監査対象とした市社協への補助金（助成金）、委託料及び指定管理料

（単位：千円）

区分	所管課	小事業名称	令和6年度 決算額
補助金 （助成金）	地域共生社会推進室	社会福祉協議会補助	210,128
	福祉相談支援課	日常生活自立支援事業	12,003
委託料	地域共生社会推進室	地域福祉計画推進	34,575
	長寿介護課	高齢者地域支えあい事業	14,115
		生活支援サポーター事業	7,128
		生活支援体制整備事業	19,345
		一般介護予防事業 （業務委託分）	11,453
	福祉相談支援課	地域包括支援センター運営事業	32,427
	健康づくり推進課	健康づくり事業	16,499
指定管理料	長寿介護課	老人福祉センター管理運営事業	147,579
		一般介護予防事業 （老人福祉センター）	18,127

（出所：市提供資料により監査人作成）

市社協に対する補助金に関しては、「②補助金に係る消費税仕入控除税額の取扱い」で述べたとおり、社会福祉協議会補助と日常生活自立支援事業とで、要綱における補助金に係る仕入控除税額の報告に係る規定の有無が異なる状況となっていた。また、日常生活自立支援事業においては、補助対象経費の支払を確認するため、会計帳簿（総勘定元帳）を入手していたが、社会福祉協議会補助においては、法人全体の決算書を入手するのみとなっていた。補助対象経費の支出の確認を適切に行った上で、補助金の額の確定を行う必要があるが、高槻市側の所管課が異なることで、確認の水準が異なることとならないよう配慮する必要がある。

また、市社協に対する委託事業のうち、実績額によって委託料の精算を行うこととしている生活支援サポーター事業について、委託料の見積額と実績額は総額では一致しているものの、科目ごとにみると増減の大きな科目があったが、市社協から根拠資料を入手し、その妥当性を検証する必要があるものと考えた。

市社協に対する補助金及び委託料に関連して記載した監査の結果及び意見は、【図表 13】のとおりである。

【図表 13】市社協に対する補助金及び委託料に関連する監査の結果及び意見

区分	小事業名称	結果/意見	ページ
補助金	社会福祉協議会補助	完了届と助成対象経費計算書の不整合【結果 2】	23
		実績報告における収支決算書の正確性の検証【意見 2】	23
		要綱における消費税仕入控除税額に係る規定【意見 3】	23
	日常生活自立支援事業	補助金の実績報告における確認手続の見直し【結果 7】	28
		補助金に係る消費税仕入控除税額等の未確認【結果 8】	28
委託料	生活支援サポーター事業	実績額の精査と精算の必要性の検証【意見 10】	24

(出所：監査人作成)

(2) 経済性、効率性及び有効性に関する事項

① 事業の効果測定及び目標設定の重要性

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和 6 年厚生労働省告示第 18 号）では、各市町村においては、それぞれの地域が目指すべき方向性を明確にし、地域の特性を活かした地域包括ケアシステムを深化・推進していくため、定期的に施策の実施状況や目標の達成状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果について公表し、地域住民等を含めて周知していくことが重要であるとしている。

この点、取組の実績評価と見直しを適切に行うためには、客観的な成果指標を設定することが必要であるが、取組の効果等の評価はどうしても主観的なものになりがちである。

このような課題を克服するため、近年、高齢者福祉や介護保険事業の分野においても、「ロジックモデル」の活用が提唱されている。例えば、長野県においては、従来から地域包括ケア体制の可視化に取り組んでいるが、客観的に「成果」を把握できるよう、第 9 期計画策定に向け、「ロジックモデル」の視点で、目標を整理し、市町村と意見交換しながら設計の見直しを行っている。

一方、高槻市の第 9 期計画における「第 7 章 施策における目標値」において指標として設定されている項目は、活動（アウトプット）指標が中心で、「健康寿命の延伸」といった最終成果を達成するために適切な事業を検討したり、事業の優先順位をつけたりすることに「ロジックモデル」を活用することは今後の検討課題である。

② 施策目標の指標や目標値の設定に関する事項

本年度の包括外部監査においては、監査対象とした事業の施策目標の指標の設定や事後評価の状況について、経済性、効率性及び有効性の観点から検討を行い、次のような意見を記載している。

まず、施策目標の指標の設定に関連した意見は【図表 14】のとおりである。

【図表 14】 施策目標の指標の設定に関連した意見

小事業名称	意見	ページ
シルバー人材センター 補助事業	施策目標の指標及び目標値の設定方法【意見 6】	23
老人福祉センター 管理運営事業 (一般介護予防事業 (老人福祉センター))	介護予防事業の目標設定【意見 13】	25
介護給付等費用適正化事業	施策目標の指標及び目標値の設定方法【意見 24】	26

(出所：監査人作成)

次に、目標値の設定に関連した意見は【図表 15】のとおりである。

【図表 15】 目標値の設定に関連した意見

小事業名称	意見	ページ
介護給付等費用適正化事業	施策目標の指標及び目標値の設定方法【意見 24】	26

(出所：監査人作成)

第 9 期計画の計画期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までであり、令和 8 年度には、次期計画となる第 10 期計画が策定されることになる。本年度の包括外部監査における上記意見を第 10 期計画策定に当たっての参考として頂きたい。

③ 事業の更なる周知や活性化に関する事項

福祉分野における各事業には、事業の実績が低調にとどまっているものであったとしても、地方公共団体が担うべきセーフティネットとして、継続することが求められる事業がある。しかし、事業の実績が低調にとどまっている要因が市民の事業に対する認知度が低かったり、市民にとって使いにくい制度設計となっていたりすることにある場合には、周知の在り方や制度の見直しを行うことを検討すべきである。このような観点から記載した意見は【図表 16】のとおりである。

【図表 16】 事業の更なる周知や活性化に関連する意見

小事業名称	意見	ページ
老人クラブ活動促進事業	老人クラブ活動促進事業補助金の利用促進【意見 5】	23
生活支援サポーター事業	利用者拡大と生活支援サポーターの活動機会の確保【意見 9】	24
賦課徴収事務事業	減免制度の適用に向けた周知【意見 18】	25
在宅医療・介護連携推進事業	相談窓口の体制の見直し【意見 23】	26
介護サービス相談員派遣等事業	介護サービス相談員の派遣先事業所数の拡大【意見 26】	27
成年後見制度支援事業	成年後見制度支援事業の認知度向上に向けた目標値の設定【意見 28】	27

(出所：監査人作成)

(3) 過去の包括外部監査に対する措置

平成 27 年度包括外部監査は、「高齢者福祉に関する事務の執行について」を監査テーマとしていたことから、本年度の包括外部監査においては、平成 27 年度包括外部監査における全ての監査の結果及び意見に対する高槻市の対応状況を確認することとした。

また、平成 30 年度包括外部監査の「委託料に関する事務の執行について」及び令和 4 年度包括外部監査の「市民生活に密着した窓口業務に関する財務事務及び管理について」において、本年度の包括外部監査における監査対象事業に対する監査の結果及び意見が述べられたことから、これらに対する高槻市の対応状況についても確認することとした。

① 平成 27 年度包括外部監査に対する措置

平成 27 年度包括外部監査においては、監査の結果 7 件及び意見 35 件が述べられており、令和 3 年度までに全ての監査の結果及び意見への対応が完了している。

既に廃止された事業を除いて、それぞれの監査の結果及び意見について、現状を確認したところ、措置済（対応済）とされている項目については、おおむね適切な措置（対応）が行われており、また、相違又は対応困難とされている項目についても、おおむねやむを得ないと考えられる状況にあった。

一方、【図表 17】の項目については、措置（対応）が十分に行われていない、又は、当時の指摘に関連して改めて検討すべき事項があるものとして、本年度の包括外部監査においても監査の結果又は意見を重ねて記載することとした。

【図表 17】平成 27 年度包括外部監査の指摘に関連する監査の結果及び意見

区分	小事業名称	対応	内容	ページ
結果	地域包括支援センター運営事業	措置済 (対応済)	随意契約に関する承認に係る議事録の作成保存【結果 9】	28
意見	賦課徴収事務事業	措置済 (対応済)	減免制度の適用に向けた周知【意見 18】	25
	成年後見制度支援事業	相違	成年後見制度支援事業の認知度向上に向けた目標値の設定【意見 28】	27
	配食サービス事業	相違	委託料積算内訳の算定方法の確認【意見 32】	29

(出所：監査人作成)

② 平成 30 年度及び令和 4 年度包括外部監査に対する措置

平成 30 年度及び令和 4 年度の包括外部監査における監査対象事業に対する監査の結果及び意見については、令和 5 年度までに全て措置済（対応済）となっているが、平成 30 年度の包括外部監査における意見のうち、【図表 18】の項目について対応が不十分な状況となっていた。

【図表 18】平成 30 年度包括外部監査の指摘への措置が不十分な事項

区分	小事業名称	対応	内容
意見	緊急通報装置設置事業	措置済 (対応済)	複数単価契約について予定価格調書を作成するものとして、措置内容を公表していたものの、実際には予定価格調書が作成されていなかった。

(出所：監査人作成)

3. 監査の結果及び意見の概要

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の概要は次のとおりである。なお、監査の結果及び意見の要旨を記載したものであり、詳細な内容については、報告書（本編）を参照されたい。

(1) 災害時要援護者支援（地域共生社会推進室）

再委託に係る契約内容の確認【結果 1】	本編 P53
<p>再委託したときは、受託者はその契約内容を提出しなければならない（業務委託契約書第 3 条第 3 項）が、提出されていなかった。関係者間の法律関係を把握するとともに、再委託先における履行体制や個人情報保護に関する取決め等を確認するため、所管課は、当該再委託に係る契約内容が記載された書類を提出させる必要がある。</p>	

再委託を禁止する部分の明確化【意見 1】	本編 P54
<p>業務委託契約書において再委託等の禁止に係る条項があるが、再委託を禁止する部分 が明示されていない。受託者と認識の齟齬が生じないよう、再委託を禁止する部分につ いて仕様書等に明記しておくことが望ましい。また、所管課において再委託を承認する に当たっては、委託業務の主要な部分又は大部分を再委託することにならないと判断し た根拠について、決裁文書に明記する必要がある。</p>	

(2) 社会福祉協議会補助（地域共生社会推進室）

完了届と助成対象経費計算書の不整合【結果 2】	本編 P57
<p>完了届に記載されている助成事業確定額と助成対象経費計算書の支出済額合計が一致 していなかった。当該誤りは完了届と助成対象経費計算書を突合することで容易に判明 する事項であり、両者に不整合がないか、慎重に確認する必要がある。</p>	
実績報告における収支決算書の正確性の検証【意見 2】	本編 P58
<p>補助金の審査に際しては、収支決算書と市社協の決算書の一致を確認する必要がある が、所管課が現状入手している書類では、そもそも突合が不可能である。市社協から決 算書との整合性を確認できる書類を入手し、収支決算書の正確性を検証する必要がある。 また、財務諸表等電子開示システムに掲載されている決算書における補助金収入の 内訳に記載誤りが見受けられたため、市社協においては、金額等の記載誤りがないよう、 細心の注意を払う必要がある。</p>	
要綱における消費税仕入控除税額に係る規定【意見 3】	本編 P59
<p>助成金交付要綱において、消費税仕入控除税額に係る規定が定められていない。日常 生活自立支援事業補助金交付要綱と同様に、助成金交付要綱に消費税仕入控除税額に係 る規定を定める必要がある。</p>	

(3) 老人クラブ補助事業、老人クラブ活動促進事業（長寿介護課）

補助金要綱における補助対象経費の明確化【意見 4】	本編 P71
<p>老人クラブ補助金交付要綱の別表第 3 における補助対象経費の記載について、形態別 分類による支出費目の記載がない。事業の柔軟性との兼ね合いもあるが、発生頻度が多 い支出費目を明示するなどの対応を図られたい。</p>	
老人クラブ活動促進事業補助金の利用促進【意見 5】	本編 P73
<p>老人クラブ活動促進事業補助金の利用は低調にとどまっており、予算額と決算額に大 きな乖離が発生している。老人クラブ活動の活性化を図り、生きがいや健康づくりを推 進するという補助事業の目的を達成すべく、各老人クラブへのアンケート調査や利用事 例の収集により、当該補助金の利用促進に努められたい。</p>	

(4) シルバー人材センター補助事業（長寿介護課）

施策目標の指標及び目標値の設定方法【意見 6】	本編 P76
<p>次期計画における目標値の設定に当たっては、他市のシルバー人材センターの状況も 勘案した上で、設定する必要がある。また、高齢者の雇用を促進するため、就業率につ いて次期計画における施策目標の指標に追加することも検討されたい。</p>	

要綱への消費税仕入控除税額の取扱いの明記【意見 7】	本編 P77
高槻市高年齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱には、消費税仕入控除税額の取扱いが明記されていないが、国の要綱には消費税仕入控除税額の確定に伴う報告及び補助金の返還に係る規定が置かれていることに鑑み、同要綱に消費税仕入控除税額の取扱いを明記する必要性について検討されたい。	

(5) ケアハウス事務費補助事業（長寿介護課）

補助金交付要綱の改正漏れ【結果 3】	本編 P79
高槻市軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱第 3 条について、平成 20 年 12 月の民法改正に対応した引用条文の修正が行われていないため、改正する必要がある。	
要綱への消費税仕入控除税額の取扱いの明記【意見 8】	本編 P80
補助金に係る仕入控除税額が発生する可能性は低いと判断し、補助金交付要綱に消費税仕入税額控除に係る取扱いを規定していない。しかし、補助金の交付先に控除税額相当額の利益が発生する可能性は否定できないため、補助金に係る消費税仕入税額控除の取扱いを要綱に規定することが望ましい。	

(6) 生活支援サポーター事業（長寿介護課）

利用者拡大と生活支援サポーターの活動機会の確保【意見 9】	本編 P88
令和 6 年度の生活支援サポーターは登録 245 人に対し、利用者 103 人と支援側が多く、活動機会が十分に確保されていない。要因として、制度の認知度不足やニーズとの mismatch が考えられる。今後は、利用者調査や活動内容の柔軟化、周知強化により、生活支援サポーター登録者が活躍できる体制整備が求められる。	
実績額の精査と精算の必要性の検証【意見 10】	本編 P91
委託料の見積額と実績額は総額では一致しているものの、科目ごとの内訳をみると、人件費は増額、人件費以外は減額となっている。しかし、科目ごとの増減の根拠について、十分な確認が行われていなかった。増減が大きい科目については委託先から根拠資料を入手してその妥当性を検証する必要がある。	

(7) 介護予防活動通所型（長寿介護課）

介護予防プログラムの参加人数の確認【結果 4】	本編 P95
介護予防プログラムの参加人数により委託料が決定されるため、参加人数の確認は重要であるが、現状は委託先の自己申告に依拠しており、参加人数の妥当性を十分に確認できていない。所管課による視察時に任意の月の参加者名簿提出と報告書との突合を実施し、参加者や参加人数の妥当性を確認すべきである。	

(8) 高齢者福祉施設整備等補助事業（長寿介護課/福祉指導課）

要綱における補助金交付額に係る規定の不備【意見 11】	本編 P98
一部の要綱の「補助金の交付額」の規定において、消費税仕入控除税額等に係る定義の記載が欠落しているため、当該要綱を改正することが望ましい。	

事業者に対する事業概要の説明方法【意見 12】	本編 P100
事業者への補助事業の意向調査時には、事業者目線で事業概要を分かりやすく説明する工夫を行うことを検討されたい。	

**(9) 老人福祉センター管理運営事業（一般介護予防事業（老人福祉センター））
（長寿介護課）**

介護予防事業の目標設定【意見 13】	本編 P106
老人福祉センター（すこやかテラス）で行われている介護予防事業の各種施策について、目標値が設定されていない。指定管理者と協力し、施策の効果的、効率的な実行のためにも適切な目標値を設定し、実績との比較の上、乖離がある場合、改善のための検討を行うといった PDCA サイクルを確立されたい。	

(10) 介護保険一般事務事業（長寿介護課）

今後のベンダーロックイン防止及び業務の標準化の取組【意見 14】	本編 P111
今後の介護保険システムの改修時にはベンダーロックインを防止し、新規参入や受注競争の促進を図るとともに、業務自体を標準化システムに合わせることも検討されたい。	
入退出管理簿等の定期的なレビューや改善【意見 15】	本編 P113
電算処理システムサーバー室入退出及び作業記録管理簿を閲覧したところ、退出時間の記入漏れがあった。時間が経過すると当事者も退出時間や詳細な作業内容を失念してしまうおそれがあることから定期的なレビューが望まれる。	

(11) 賦課徴収事務事業（国民健康保険課）

長期にわたる滞納額の処理【意見 16】	本編 P120
長期間滞納している滞納者についても、その債権管理にかかる費用が一定額発生している。債権管理ハンドブックでも短期間における処理を求めていることから、滞納者の実態を見極め、回収を図るべきか、徴収緩和を図るべきか、対応の明確化が必要である。	
死亡した滞納者に対する徴収【意見 17】	本編 P121
債権管理ハンドブックでは、死亡した滞納者について、相続人の調査を実施することを規定しているが、実際に実施されたのは少数である。相続人の調査にかかる費用と滞納額の回収との比較衡量を行い、滞納額が費用を上回る場合には相続人の調査の実施も検討されたい。	
減免制度の適用に向けた周知【意見 18】	本編 P123
介護保険料の滞納額は多くの場合低額であり、高槻市が独自に制定した減免制度の対象になると考えられる者も少なくない。ホームページや広報を活用し、より一層の周知を図るとともに、給付担当部署とも連携して減免制度の適用について努められたい。	

(12) 介護認定事務事業（長寿介護課）

要介護等認定申請から認定までの期間短縮【意見 19】	本編 P129
要介護等認定申請から認定までの期間が法定の 30 日を超える状況が継続している。全国的にみても同様の状況にあるが、令和 8 年度以降に予定されている介護情報基盤システムの導入に合わせて、法定期間内での認定を行うよう、更なる改善に向けた取組が求められる。	
ウェブ会議システムに係るライセンス更新に関する随意契約理由【意見 20】	本編 P132
介護認定審査会用にウェブ会議システムを利用しており、令和 7 年度にライセンスの更新を随意契約によって行っている。随意契約理由として挙げられた点を明確にした上で随意契約を選択されたい。	

(13) 趣旨普及事業（長寿介護課）

ガイドブックの在庫削減【意見 21】	本編 P133
令和 6 年度に発行されたガイドブックについて発行部数の 1 割を超える部数が在庫として残っていた。ホームページ等を活用することにより、必要在庫や発行部数の削減に向けて検討されたい。	

(14) 在宅医療・介護連携推進事業（長寿介護課）

仕様書における業務内容の明確化【意見 22】	本編 P137
仕様書における業務内容は抽象的な記載にとどまり、具体的に示されているのは相談支援に係る窓口開設のみであるため、委託先の年間活動計画に依存した運用となっている。業務の範囲や成果物、回数等は仕様書に明記し、契約内容として示す必要がある。	
相談窓口の体制の見直し【意見 23】	本編 P138
在宅医療・介護連携推進事業における相談件数は令和 6 年度で 5 件にとどまっているが、所管課では減少の要因を特定できていない。関係機関へのアンケート調査等により相談ニーズの有無や利便性を把握し、利用しやすい体制となるよう見直しを図ることが望まれる。	

(15) 介護給付等費用適正化事業（長寿介護課）

施策目標の指標及び目標値の設定方法【意見 24】	本編 P143
施策目標の指標が点検やチェックの実施回数になっているものが多く、事業目的との関連性が不明確であるため、認定事務や給付事務における諸課題に直結した独自の目標設定を検討されたい。また、目標値の設定に当たっては、前年次の計画を無批判に踏襲するのではなく、不適正事例の検出状況も踏まえて、効率性も十分に勘案された上で設定されたい。	

(16) 家族介護用品支給事業（長寿介護課）

家族介護用品支給事業の委託先の選定【意見 25】	本編 P146
家族介護用品支給事業の委託先の選定は、見積り合せによっているが、見積り依頼先の業者が見積りを辞退したり、見積書未提出となったりした結果、見積書を提出した業者数が3者にとどまっている。見積りを辞退した業者や見積書未提出の業者にその理由を聴取するなど、可能な限り多くの業者から見積書の提出を受けられるよう、対応を検討されたい。	

(17) 介護サービス相談員派遣等事業（長寿介護課）

介護サービス相談員の派遣先事業所数の拡大【意見 26】	本編 P148
介護サービスの質の向上並びに利用者の疑問や不安の解消及び苦情の未然解決といった目的を達成するため、介護サービス提供事業所へ介護サービス相談員の役割を周知し、派遣先事業所数を拡大するとともに、派遣先事業所数の拡大に見合った相談員数を確保する必要がある。	

(18) シルバーハウジング運営事業（長寿介護課）

委託業務の処理状況の報告書類の不備【結果 5】	本編 P150
シルバーハウジング運営事業に係る日誌及び生活援助員派遣事業実施状況総括表の記載に不備が認められたため、所管課において、記載の不備がないよう委託先を指導する必要がある。	

(19) 市民後見推進事業、成年後見制度支援事業（福祉相談支援課）

委託契約における個人情報保護に関する誓約書の記載内容の整理【意見 27】	本編 P156
市民後見人養成講座の委託業務に関し、個人情報取扱特記事項において委託先に提出を求める「業務情報に関する誓約書」を確認したところ、委託先の個人情報保護取扱責任者が自団体の方針、規定等の遵守を誓約する内容となっていた。委託先の規定等が高槻市の求める水準を充足していると判断する場合は、誓約書を省略する取扱いも考えられることから、誓約書を徴取する趣旨や目的を踏まえ、改めて、誓約書の要否や内容について取扱いを整理する必要がある。	
成年後見制度支援事業の認知度向上に向けた目標値の設定【意見 28】	本編 P157
成年後見制度に関する市民の認知度は低く、市民後見人バンク登録者数が伸び悩む現状において、国の制度改正が予定されているため、新しい制度に対する市民のニーズを踏まえた事務実施体制を構築することが求められる。制度の概要や高槻市での支援内容をより周知することが必要であり、認知度を目標に設定し、その向上を一層図ることが望ましい。	

(20) 養護老人ホーム入所事業（福祉相談支援課）

委託契約における個人情報保護に関する誓約書の未入手【結果 6】	本編 P162
生活管理指導短期宿泊事業委託契約について、特段の理由なく、個人情報取扱特記事項で定める受託先からの誓約書を入手していなかった。契約手続を適切に実施し、書類の入手を徹底する必要がある。	

委託料及び利用者負担額等の積算根拠の整理【意見 29】	本編 P162
<p>生活管理指導短期宿泊事業の委託料及び利用者負担額等について、設定根拠が不明確となっている。事業を安定して継続するためには、物価変動等の影響を反映する必要性につき適時に検討する必要がある、金額の考え方を改めて検討の上、根拠を整理することが必要である。</p>	

(21) 日常生活自立支援事業（福祉相談支援課）

補助金の実績報告における確認手続の見直し【結果 7】	本編 P167
<p>日常生活自立支援事業補助金について、実績報告時の提出書類である領収書の写し等を入手しておらず、交付要綱で定める証憑書類による経費の検証が行われていなかった。補助金の実績報告時には、補助対象経費に不明瞭な支出がないことを確かめるため、領収書等の根拠資料により審査することが望ましいが、会計帳簿や明細書による確認を基本としつつ、必要に応じ領収書の写しを求めるなどの実態に即した対応も考えられる。交付要綱の改正の要否も含め、補助金の確定手続を改めて検討し、適切に対応する必要がある。</p>	
補助金に係る消費税仕入控除税額等の未確認【結果 8】	本編 P167
<p>日常生活自立支援事業補助金について、消費税等の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、高槻市に報告しなければならないが、返還すべき消費税仕入控除税額等はないものとして、報告を求めていなかった。本来は、補助金に係る仕入控除税額等がない場合も含め、その有無の報告を求めるべきであり、交付要綱に則って適切に取り扱う必要がある。</p>	

(22) 地域包括支援センター運営事業（福祉相談支援課）

随意契約に関する承認に係る議事録の作成保存【結果 9】	本編 P172
<p>社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会における各地域包括支援センターの運営状況の確認及び現運営法人との委託契約継続に係る承認の状況を確認したところ、口頭で説明はしているものの、運営状況の確認と併せて、同一法人との次年度の契約につき承認を得た旨、議事録に記載されていなかった。運営法人の選定について、毎年度の分科会にて正式に承認を受けたことが分かるよう、議事録に明記し、記録保存すべきである。</p>	
委託料の積算根拠の確認と定期的な検討【意見 30】	本編 P173
<p>地域包括支援センターの運営に係る委託料について、専門職 3 職種以外の人件費及び事務経費に係る金額は、センター設置以降現在まで変更されておらず、設定当時の算定根拠も残されていない。事業を安定して継続するためには、物価や賃金の変動等の影響を踏まえ、委託料に適切に反映する必要がある、その根拠を改めて整理するとともに、見直しの必要性を定期的に検討すべきである。</p>	

(23) 認知症総合対策事業（福祉相談支援課）

委託契約における個人情報保護に関する誓約書の未入手【結果 10】	本編 P176
認知症地域支援推進員等設置事業委託契約について、特段の理由なく、個人情報取扱特記事項で定める受託先からの誓約書を入手していなかった。契約手続を適切に実施し、書類の入手を徹底する必要がある。	
行方不明高齢者家族支援サービス事業の在り方に関する継続的な検討【意見 31】	本編 P176
随意契約により行方不明高齢者家族支援サービス事業を委託する理由である初期費用の負担については、現在まで継続すると判断する根拠に乏しく、また事業者の変更が認知症高齢者の混乱を招く可能性については理解できるものの、当対象者本人が無意識に携行できる仕組みの方が有効とも考えられる。事業の方向性については、新規の事業者やサービスの状況を注視し、市民のニーズを踏まえて継続的に検討することが望ましい。	

(24) 配食サービス事業（福祉相談支援課）

委託料積算内訳の算定方法の確認【意見 32】	本編 P180
委託料の額は、近年見直しがされているが、積算内訳の算定方法が不明な状態で変動率を反映したものとなっている。事業を安定して継続するためには、物価や賃金の変動等の影響を踏まえ、委託料に適切に反映する必要があり、その内訳の根拠を改めて整理すべきである。	
事業の在り方に関する継続的な検討【意見 33】	本編 P180
配食サービス事業は、利用者が増加傾向にあり、安否確認についても一定の役割を果たしているが、新規事業者の公募を実施しても応募者がいない状況であり、サービスの継続に必要な配食事業者の安定的な確保が課題である。委託料単価の増額に加え、利用者数及び配食数の増により事業費が増加傾向にある中、事業の方向性については、他市の動向も注視し、市民のニーズを踏まえて継続的に検討することが望ましい。	

(25) 保健衛生総務管理事業（健康づくり推進課）

業務委託におけるスケジュール管理表提出時期の明示【意見 34】	本編 P183
健康管理業務標準化に向けた BPR 検討業務委託におけるスケジュール管理表は業務開始時に提出させるべきであるところ、仕様書に定めがないために、業務開始約 2 か月後に提出されていた。仕様書に業務開始時における提出項目を明示し、スケジュール管理表を業務開始時に提出させる必要がある。	

(26) 健康づくり事業（健康づくり推進課）

仕様書への業務内容詳細の明示【意見 35】	本編 P186
健康づくり事業等委託の仕様書に、健康・食育フェア及び健康たかつき 21 シンポジウムの開催日時等の詳細や健康だよりの作成・配付部数等の詳細が明示されていない。仕様内容について疑義が生じることのないよう、業務内容の詳細について仕様書に明示する必要がある。	

以上